

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第23回 勉強会報告「原発事故と司法の責任 ～金沢地裁原発運転差止め判決の意義を学ぶ～」

憲法問題対策センター副委員長 竹下 洋史 (53期)

### はじめに

2011年11月17日、当会は、志賀原発2号機運転差止訴訟で差止めを認めた一審判決（金沢地裁平成18年3月24日判決・判例時報1930号25頁、以下「本判決」という）で裁判長を務め、同年3月に退官された井戸謙一弁護士（滋賀弁護士会）を講師に迎えて表記の勉強会を開催した。

原発訴訟で設置許可取消または無効確認、建設・運転差止等を認めた例はこれまで、本判決のほかには「もんじゅ」の設置許可無効確認訴訟の差戻後第二審判決（名古屋高裁金沢支部平成15年1月27日判決・判例時報1818号3頁）があるのみで、いずれも上級審では判断が覆った。井戸弁護士からは、なぜ原告（住民側）は敗訴し続けるのか、また、司法に求められる役割について、立証責任や判断のあり方などの観点から講演をいただいた。以下、その概要を報告する（判決の詳細は判旨参照）。

### 1 志賀原発差止訴訟一審判決

本判決は、原告は想定を越えた地震動によって過酷事故が生じる具体的危険があることを相当程度立証したが、これに対する被告の反証は成功していないとして差止請求を認容した。具体的には、①地震動の想定が不十分であり、②想定を越える地震動が発生した場合、多重防護が有効に機能せず、③過酷事故が起きる具体的危険がある、と判断した。

### 2 原発訴訟の立証責任

原発についての民事差止訴訟の立証責任分配に関する支配的な考え方は、被告（国・電力会社等）が、まず、国の諸規制や指針等の安全上の基準に基づいて安全に設置運転されていることを主張立証し、原告が国の諸規制では安全が確保されないことや具体的危険を主張立証することとされてきた。この場合、

被告が専門家により策定された国の基準等に基づいていることを主張立証すれば、情報の偏在とあいまって、原告の具体的危険の立証は極めて困難となる。

公害差止訴訟では、住民側が、公害被害の一般的抽象的蓋然性や侵害発生の高度の蓋然性等を立証すれば、建設者等の側で侵害発生の高度の蓋然性等がないことの立証を尽くすべきとされているのに、なぜ原発だけが特別扱いとなるのか。原発訴訟では、被告の立証のハードルは低くなっている。国が定めた安全指針類に対する裁判所の信頼の厚さと消極的な姿勢が窺える。

### 3 危険に関する判断について

裁判所が判断するのは、当該原発において過酷事故が発生する具体的危険があるか否かであって、原発の存置如何という政策の相当性を判断するわけではない。

裁判官に科学的真実が何かを判断する能力はないとしても、裁判官が判断するのは、人格権侵害の具体的危険があるか、事業者がどのレベルの安全対策をとれば社会的に納得できる安全対策をとったと判断できるのか、立証責任に従って結論を出すことであり、科学については素人である裁判官でも判断可能である。どのレベルの安全対策を求めるかは、事故が起こったときの被害の規模や深刻さに対応して決すべきものである。

### おわりに

井戸弁護士は、「危険を危険だとはっきり言うのが専門家であり、（すべきことは）現実と折り合いを付けることではない」との東京大学の児玉龍彦教授の言葉を引用して、利権と無縁の裁判所においてこそ、賢明な判断が求められ、また可能なのであり、これからの裁判所に期待したい、と述べられ、質疑も活発に行われて有意義な勉強会となった。